

日行連発第1677号
令和2年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

測量法施行規則の改正について（周知）

国土交通省より、測量法施行規則の一部改正について報道発表がありましたので、お知らせいたします。測量業者の登録申請に必要な財務関係書類の簡素化に関する改正で、令和2年4月1日より施行されます。

なお、本件については、令和元年11月18日から12月18日までパブリックコメントが実施されており、当会からも意見提出を行いました。その結果についても公開されておりますので、あわせてご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

主なご意見及び国土交通省の考え方（パブリックコメント結果）

【国土交通省ホームページ】

- ・測量業者、登録申請の書類が大幅簡素化！本年4月1日より運用開始
～財務関係書類（法人）を大幅に簡素化し、手続きコストを削減～

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000900.html

【(参考) パブリックコメント】

- ・測量法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集の結果について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190321&Mode=2>

以上

(別紙)

主なご意見及び国土交通省の考え方

| 主なご意見（概要） | 国土交通省の考え方 |
|--|--|
| 改正点を見る限りでは、提出書類が簡素化されるようなので、当社としては歓迎する内容。測量業以外の建設関連業（建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業）にも適用してほしい。 | ご意見ありがとうございます。 測量業以外の建設関連業における登録申請書類の簡素化についても検討してまいります。 |
| 貸借対照表と損益計算書をつなぐ役割を果たしている「株主資本等変動計算書及び注記表」を廃止することで、一連の書類を閲覧したときに財務諸表の関連性が掴みにくくなる為、同書類は残すべき。 | ご意見ありがとうございます。 測量業の登録に当たっては、申請者が会社法等の法体系に基づき適正な経営を行っているか等を確認しております。申請者が会社法等の法体系に準拠して財務諸表を作成していることは、会社法等によって担保されており、また、測量業の登録に当たって必要な項目については他の提出書類からも確認可能であるため、行政手続コスト削減の観点から、今回の改正で廃止することとしております。 |
| 簡略化が可能なのは、従前と同様の内容の書類が金融庁 EDINET 等に提出・公開されている場合のみ、というような条件を加えるのがよいのではないか。 | |
| 提出資料に記載する数字は全て一円単位に統一してほしい。 | ご意見ありがとうございます。 一円単位まで記載することは、記載文字数が増えるなどかえって負担になりかねないため、千円単位で記載することとしております。 |

日
行
連
提
出
意
見

※本件と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。